

「知的財産推進計画2023」 の進捗状況について

～多様なプレイヤーが世の中の知的財産の利用価値を
最大限に引き出す社会に向けて～

2023年11月

基本認識 ～多様なプレイヤーが世の中の知的財産の利用価値を最大限に引き出す社会に向けて～

- **イノベーションの国際ランキング** (WIPO「グローバルイノベーション指数) **が低迷。13位** 韓国6位、中国11位 (2022年)
- **マークアップ率が低水準で推移**しており、知財・無形資産の活用による差別化が行われていない。
- 特許の創出力とグローバルなブランド価値を持つ新事業創出力が**アンバランスな状況**。

➡ **競争力や新たな価値創出に結実する知財戦略が必要。**

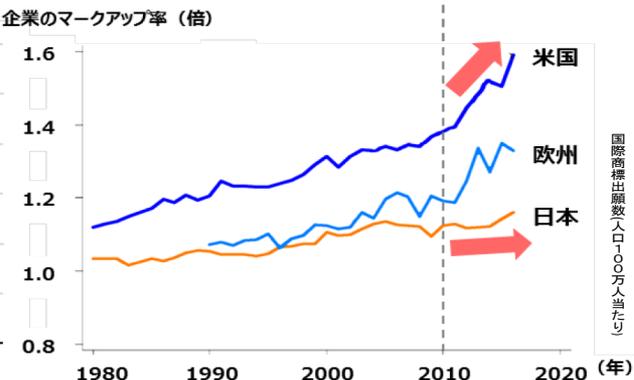
- 製品の高度化、製品サイクルの短期化が進む中、**自社の経営資源に依存した垂直統合モデルに限界**。

➡ **外部の知識や技術を積極的に取り込んでいくオープンイノベーションによる持続的な価値創造が必要。**

- 画像や文章などを生み出す**生成AI技術が急速に進歩**

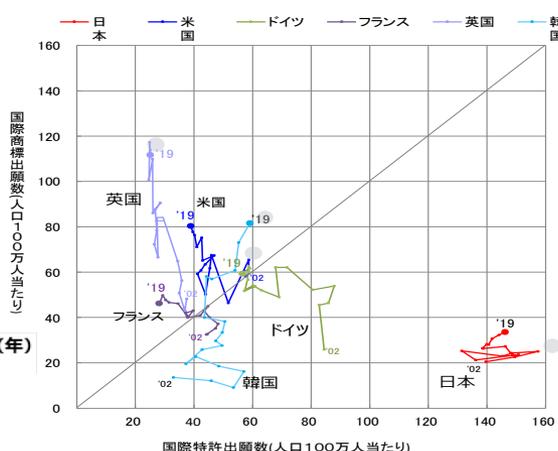
➡ **新たなAI技術の活用促進と社会全体の知的財産の創造インセンティブの維持の両立が喫緊の課題。**

- デジタル化の進展に伴う**コンテンツの国民経済上の重要性の高まり** ➡ **コンテンツ産業の構造転換と競争力強化、クリエイターへの対価還元拡大、制度インフラ・ITインフラの整備等を推進。**



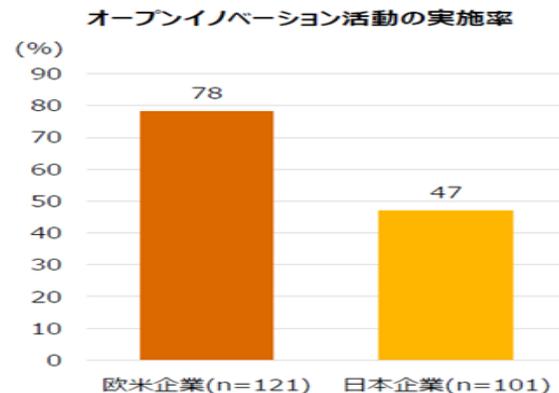
(出典) Diez Leigh, and Tambunlertchai (2018) 「Global Market Power and its Macroeconomic Implications」を基に内閣府作成

国境を越えた商標出願と特許出願数



科学技術・学術政策研究所, 「科学技術指標2022」, 調査資料-318, 2022年8月を基に内閣府作成

日本企業はオープンイノベーションに対する取り組み割合は低い



出典: オープンイノベーション白書第3版 (NEDO 2020年5月)

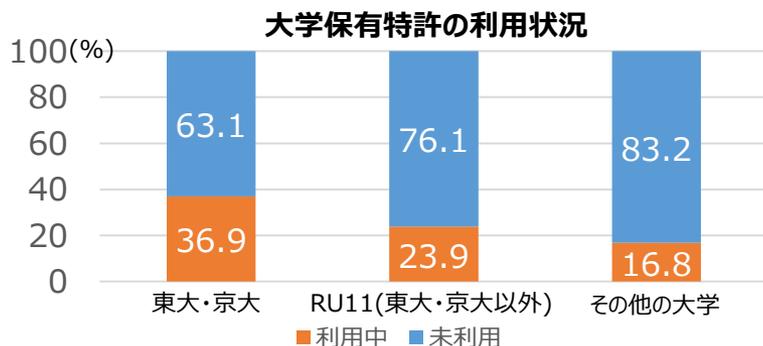
スタートアップ・大学の知財エコシステムの強化

課題認識

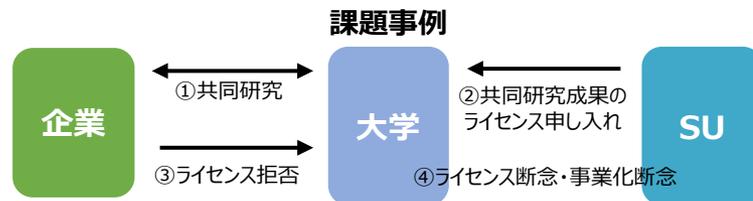
- ①スタートアップ（SU）による大学の最先端の研究成果のスピーディーな社会実装に向けた環境整備が必要。
- ②大学が研究成果の社会実装機会最大化を図るための環境整備が必要。

大学の知財マネジメントの課題例と解決方策

- 大学が共有特許をスタートアップにライセンスするには企業の同意が必要。同意が得られない場合、研究成果が社会実装されない。
→ 共同研究先の企業が、一定期間内に、具体的な目標を正当な理由なく達成しない場合、大学の判断で第三者に実施許諾することができる旨事前に合意。
- SUが大学からライセンスを受ける際の対価支払に、SUの株式・新株予約権が十分に活用できていない。
→ 大学は、適切と判断する事案につき、ライセンス対価としてSUの株式・新株予約権を選択肢として積極的に検討。



文部科学省「大学等における産学連携に関する調査」（令和2年度）に基づき、内閣府知的財産戦略推進事務局が作成



- 特許法上、他の共有者の同意を得なければ、各共有者は、第三者に通常実施権を許諾することができない。
- 共同研究先の企業がライセンス拒否したことでSUは事業化断念。研究成果が社会実装されない結果に。

上記に加えて、特許の質の管理、知財マネジメントの体制、人材スペック、予算確保等、大学の知財ガバナンス向上に必要な事項を示す、「**大学知財ガバナンスガイドライン**」を2023年3月に内閣府・文部科学省・経済産業省が策定・公表。

施策の方向性

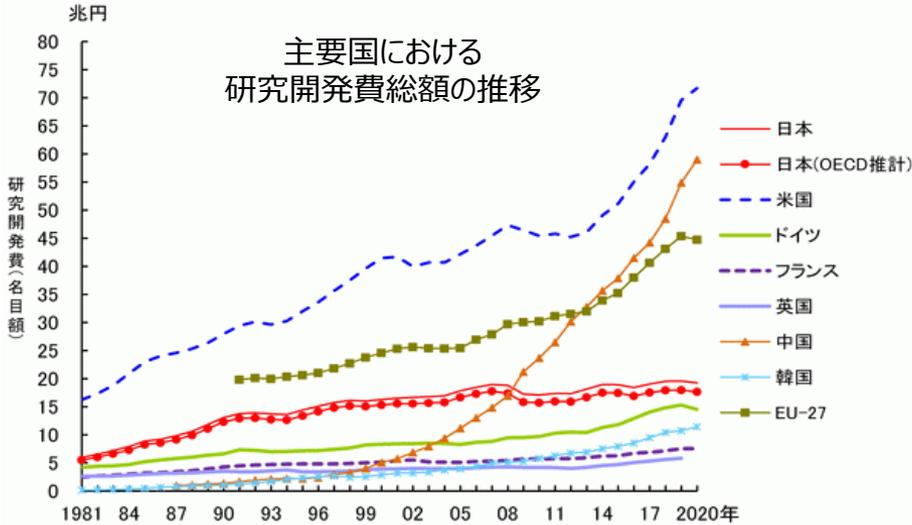
「大学知財ガバナンスガイドライン」を、「産学官連携ガイドライン」の附属資料として位置づけたこと等に伴い、「産学官連携ガイドライン」等を踏まえた体制等の整備を要件としている国際卓越研究大学制度との連携や、地域中核・特色ある研究大学強化促進事業との連携等を通じ、全国の対象大学に浸透させる。

進捗状況

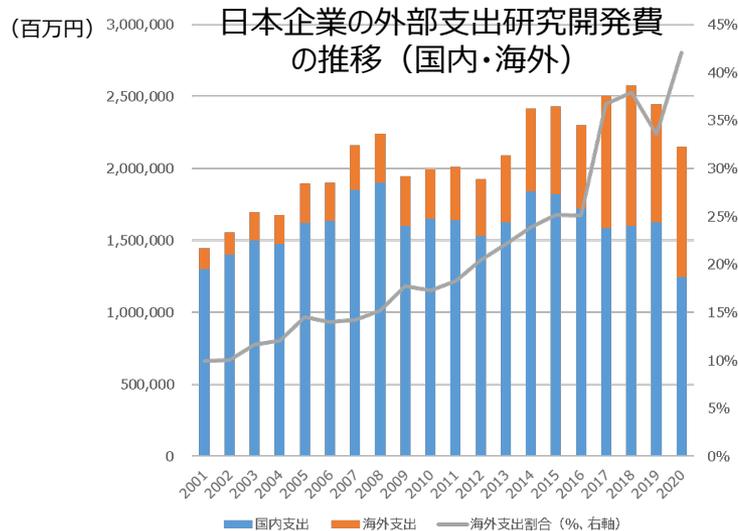
- 大学の産学連携関連の会合、企業の業界団体の会合等での講演を計十数回実施。大学の反応は、実現の難しさを指摘する声もあるが、前向きに着手可能なところから変革を進めるとの意見多し。
- 大学や企業との意見交換にも取り組み、聴取した意見も参考に施策への反映を検討する。

(最近の動き) 国内での知財創出の促進

- 課題認識**
- ① 我が国企業の研究開発費総額は横ばいである一方、**研究開発費の海外支出が増加**
 - ② **技術流出防止**のためにも、国内での**知財創出等の促進**、イノベーション拠点としての**立地競争力強化**が必要

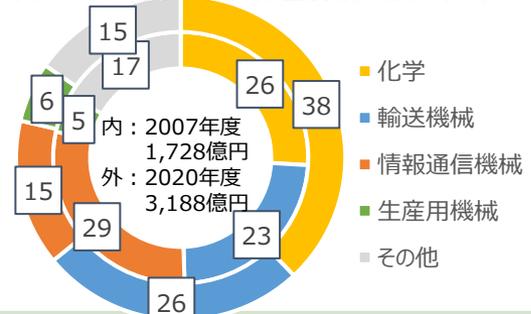
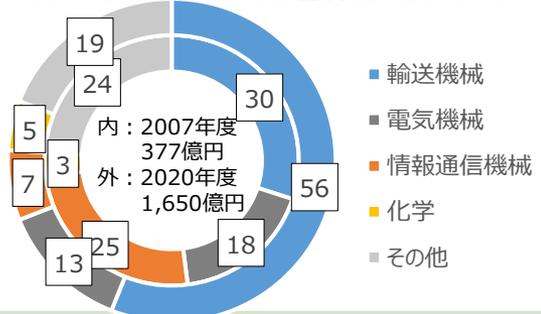


(出典) 科学技術・学術政策研究所, 「科学技術指標2022」, 調査資料-318, 2022年8月を基に内閣府作成



(出典) 総務省「科学技術研究調査」、NISTEP「科学技術指標2022」より内閣府作成

中国向け研究開発費の業種別構成比(%) 北米向け研究開発費の業種別構成比(%)



(出典) 経済産業省「海外事業活動基本調査」より内閣府作成

施策の方向性

- ・ **知財の創出等に向けた研究開発投資を促すための税制を含めた施策の検討**

進捗状況

- 経産省等が、**令和6年度税制改正要望としてイノベーション拠点税制(イノベーションボックス税制)の新設を要望**
- 「**デフレ完全脱却のための総合経済対策(令和5年11月2日閣議決定)**」で**同税制創設を明記**
- ※イノベーション拠点税制: 国内で開発された知財から生じる所得に対する優遇税率を適用する制度(次頁参照)

(最近の動き) イノベーション拠点税制 (イノベーションボックス税制) の概要 (注: 具体的な制度内容は未定)

(OECD・BEPSルール: 2015年)

- イノベーション拠点税制 (イノベーションボックス税制) の大まかな枠組みを示したもので、企業が、**“国内で自ら”**研究開発を行うことで取得した知的財産から生じる所得のみをイノベーションボックス税制の対象としなければならない

<税額の算出イメージ>

$$\text{税額} = \text{制度対象所得} \times \text{優遇税率}$$

$$\text{制度対象所得} = \text{知財から生じる全所得} \times \frac{\text{知財開発のための適格支出}}{\text{知財開発のための支出総額}}$$

① 対象となる知的財産の範囲

- 特許権
- 著作権で保護されたソフトウェア
- その他

② 対象となる所得の範囲

- 対象知財の ライセンス所得
- 対象知財の 譲渡所得
- 対象知財を組み込んだ 製品の売却益

③ 適格支出の条件

- 対象とする知財を生み出すための研究開発は、**「国内で」「自ら」**行うことが原則

概要・趣旨

- ✓ イノベーション拠点税制 (イノベーションボックス税制) は、研究開発の成果として生まれた **無形資産から生じるアウトプットに着目し、特許等の知的財産から生じる所得に優遇税率を適用**する制度。
- ✓ 我が国のイノベーション促進に向けて、海外と比べて遜色ない事業環境の整備を図ることにより、**研究開発拠点としての立地競争力を向上し、ソフトウェアをはじめとする知的財産の創出において、民間の無形資産投資を後押し**する観点から、新たにイノベーション拠点税制を創設する。

(出典) 経済産業省令和6年度税制改正要望資料等より

急速に発展する生成AI時代における知財の在り方

「AI時代の知的財産権検討会」

【開催趣旨】

- 様々なAIツールが生み出され、普及していく中において、それらの開発・提供・利用を促進し、我が国経済社会の発展につなげていくためにも、生成AIの懸念やリスク等への対応を適切に行う必要がある
- このことを踏まえ、AIと知的財産権等との関係をめぐる課題への対応について、関係省庁における整理等を踏まえつつ、必要な対応方策等を検討するため、「AI時代の知的財産権検討会」を開催する

基本的視点

- (1) 産業競争力強化の視点
- (2) AI技術の進歩の促進と知的財産権の保護の視点
- (3) 国際的視点

主な検討課題

- I. 生成AIと知財をめぐる懸念・リスクへの対応等
 - ・著作権との関係 等
- II. AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方

委員構成

〔座長〕 渡部俊也・東京大学執行役・副学長
 未来ビジョン研究センター教授

- * AI技術研究者、AI開発・ビジネス事業者、コンテンツ関係従事者、知財法研究者、法曹実務家を含む、計13名で構成
- * オブザーバー：内閣府（CSTI）、文化庁、経産省、特許庁、法務省、総務省、公正取引委員会、外務省

スケジュール

- 第1回**（2023年10月4日）
 - ・開催趣旨・背景
 - ・本検討会において検討すべき課題
 - 第2回**（2023年10月18日）
 - ・ヒアリング（JASRAC、日本知的財産協会、AI Picasso）
 - ・議論
 - 第3回**（2023年11月7日）
 - ・ヒアリング（日本マイクロソフト、日本新聞協会、特許庁）
 - ・議論
- 〔* 意見募集（10月5日～11月5日）〕

<今後の予定>

- 第4回**（2023年12月11日）
 - ・ヒアリング
 - ・議論
- ※（可能であれば）「論点整理」
 ※ 2024年1月以降も、検討継続

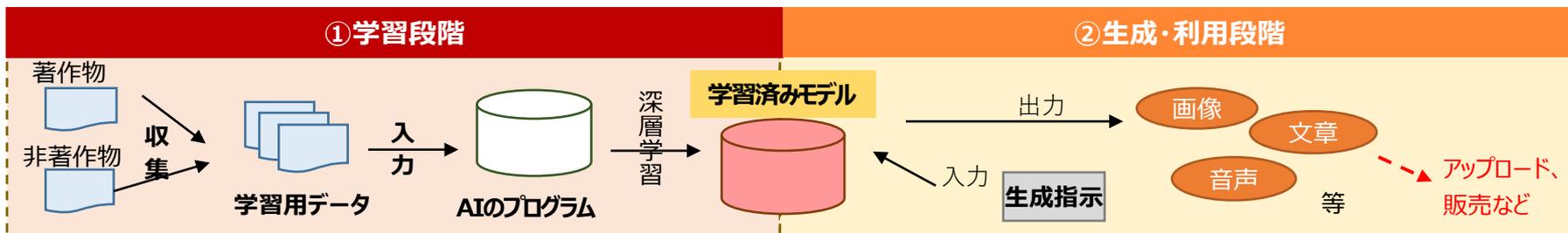
【検討課題Ⅰ】生成AIと知財をめぐる懸念・リスクへの対応等について

- 著作権との関係
- 著作権以外の知財との関係
- 技術による対応
- 収益還元の在り方
- その他個別課題
 - (i) 学習用データセットとしてのデジタルアーカイブ整備に関する課題整理
 - (ii) ディープフェイクについての知財法の観点からの課題整理
- 社会への発信等の在り方

【検討課題Ⅱ】AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方について

- AIを利用した発明の取扱いの在り方
- AIの利活用拡大を見据えた進歩性等の特許審査実務上の課題

<参考図>



【現状及び課題例】

<学習段階>

● AI（学習済みモデル）を作成するために著作物を利用する際の基本的な考え方

（情報解析については、著作権法30条の4により、原則として著作権者の許諾なく、著作物を利用可能）

- ・ 「非享受目的」に該当する場合
- ・ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合

（著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用）
第30条の4 著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 一 （略）
- 二 情報解析（（略））の用に供する場合
- 三 （略）

<生成段階>

● AI生成物が著作物と認められるための基本的な考え方

- ・ 利用者の創作意図や創作的寄与に関する考え方や事例研究

<生成物の利用段階>

● 学習用データとして用いられた元の著作物と類似するAI生成物が利用される場合の著作権侵害に関する基本的な考え方

- ・ 類似性・依拠性の考え方や事例研究

※ 生成AIの利用は、文章のみ等といったことだけでなく、標章、画像、音声など、マルチモーダル化している。このため、検討課題としては、上記のほか、**著作権以外の知財**（意匠法・商標法・不正競争防止法等）との関係についても、典型的な場面と法の適用関係について、生成AI固有の課題はあるかという点にも留意しながら、整理・検討。

【現状及び課題例】

● 技術例

□ AIが生成したコンテンツを利用者が識別できる仕組み

- AI生成物であることの表示（例：電子透かし）
- コンテンツの信頼度を出元によって付与（例：オリジネーター・プロフィール（OP）技術）

□ フィルタリング

- AIが出力するコンテンツが、他のコンテンツに類似していないかを判定（例：画像類似判定）
- 知財権を侵害するおそれのあるデータ・コンテンツのAI入出力抑制

□ 自動収集プログラム（クローラ）による収集を拒絶する技術

- 「robots.txt」の記載による収集制限（収集を拒絶したいクローラを、個別にサイト単位で指定）
- ID・パスワード等によるアクセス制限（例：ペイウォール）

● 学習元コンテンツの個別追跡・除外

- ・ 学習済みモデル作成者であれば、学習したデータの追跡・特定は技術的に可能（ただし、研究段階）。
- ・ 権利者からのオプトアウトを受け、学習用に用いた一部のデータを学習済みモデルから削除することはできず、再学習が必要（ただし、学習済みモデルについて特殊な画像でファインチューニングすることで、オプトアウトしたい概念を生成しないようにすることができることを示す研究あり）。

● 技術による対応策の担保方策

技術による対応策の採用・活用を担保する方策としては、どのようなものがあるか。

（例）ID・パスワード等の回避による不正アクセス行為は、不正アクセス禁止法違反として刑事罰の対象

● 収益還元の在り方

収益還元に関し、今後どのようなビジネスモデルが展開していくことが考えられるか。

● 社会への発信等の在り方

AIガバナンスで議論される公平性・説明責任及び透明性等のために必要な措置は、AI技術の進歩の促進と知的財産権の保護のバランスの確保の観点からも有効なものを含み得るところ、必要な方策等の検討において、AIガバナンスとの関係についてどのように考えるべきか。

発明の保護対象について

【前提】発明の創作過程における①課題設定、②解決手段候補選択、③実効性評価のいずれかに自然人が関与していれば、自然人による発明として特許権の付与対象とされている。

①課題設定



②解決手段候補選択



③実効性評価

※「平成28年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書
AIを活用した創作や3Dプリンティング用データの産業財産
権法上の保護の在り方に関する調査研究報告書」等に基づく。

【検討事項】

生成AIをはじめとしたAI技術の進展を踏まえ、各過程においてどの程度自然人が関与していれば自然人の発明と認められるか改めて検討する必要。

発明の特許性の判断基準について

【前提】特許の要件として、例えば、当該技術分野において通常の知識を有する者（当業者）が、先行技術に基づき容易に発明することができたと認められるものは、「進歩性」を有しないものとして、特許を受けることができないとされている（特許法第29条第2項）。

【検討事項】

AI技術の進展により、特許審査における「進歩性」の判断をはじめ、発明の特許性の判断にどのような影響が生じるか検討する必要。

「知財・無形資産の投資・活用促進」の実現に向けて

- 激しい国際競争を勝ち抜いていくためには、知財・無形資産の投資・活用の戦略の構築・実行とその開示が不可欠。投資家・金融機関の適切な評価を受け、企業価値の向上、**更なる知財・無形資産への投資資金の獲得という好循環を加速化**するメカニズムの構築が必要。
- 企業と投資家・金融機関の思考構造のギャップを埋め、投資家・金融機関に期待される役割を整理して示すために、**知財・無形資産ガバナンスガイドラインを今回改訂**。主に投資家向けに**講演等を20回程度実施**。
- スタートアップ等においても、知財・無形資産を活用した融資を受けられるよう、**知財・無形資産を含む事業全体を対象とする担保制度（事業成長担保権（仮称））**について、関連法案の早期国会提出を目指す。

2021年6月改訂

コーポレートガバナンス・コード

企業の知財投資に関する情報開示
・取締役会による監督を明記

知財・無形資産ガバナンス
ガイドライン Ver.1.0
原則・アクションの提示

知財・無形資産ガバナンス
ガイドライン Ver.2.0
コミュニケーション・フレームワーク、投資家等の役割の明確化

2022年1月公表
2023年3月改訂

上場企業



知財・無形資産
投資・活用戦略の
ガバナンス

- ・スタートアップへの経営アセットの提供
- ・サプライヤーとの価値協創・不公正取引是正

スタートアップ・ 中小企業



ポートフォリオ見直し
議決権行使
情報発信
(評価・アクションに至る思考構造等)

建設的な対話 (双方質問)

開示

投資家



評価・分析

知財・無形資産の投資活用による
企業価値向上に対する
投資家の役割の明確化

金融機関



融資
建設的な対話

開示

事業性評価

事業全体を対象とする
担保制度
(事業成長担保権 (仮称))

「知財・無形資産ガバナンスガイドラインVer.2.0」の全体像

現状

- 競争力の源泉としての知財・無形資産の重要性の高まり（←デジタル化の進展、グリーン社会実現の要請）
- 日本企業は、知財・無形資産の投資・活用において海外先進企業に後れ、PBR 1 倍割れ、海外投資家等の日本株離れ

**知財・無形資産の投資・活用の促進により、
企業価値の向上、更なる投資資金の獲得**

- 企業の知財・無形資産の投資・活用**戦略の開示・ガバナンスを強化**
- 投資家・金融機関が企業の知財・無形資産の投資・活用戦略を適切に評価し、**必要な資金を供給する資本・金融市場の機能強化**

※「知財・無形資産」のスコープは、特許権、商標権、意匠権、著作権といった知財権に限られず、技術、ブランド、デザイン、コンテンツ、ソフトウェア、データ、ノウハウ、顧客ネットワーク、信頼・レピュテーション、バリューチェーン、サプライチェーン、これらを生み出す組織能力・プロセスなど幅広い。

コーポレートガバナンス・コードの改訂
(2021年6月)により、**知財投資戦略の開示、取締役会による監督**を明記
⇒上場企業は実施(comply)か説明(explain)が求められる

価値協創ガイダンス2.0
統合報告書、IR資料
経営デザインシートなど

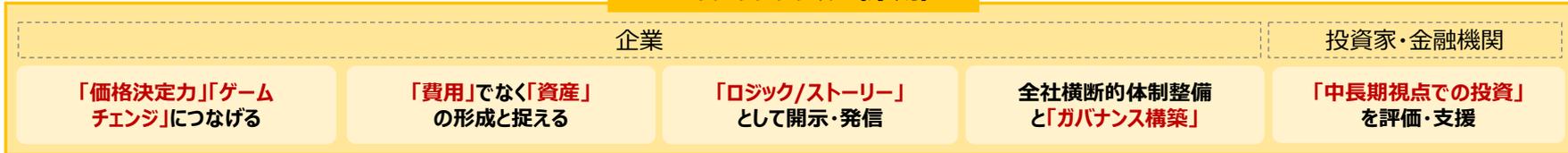
知財・無形資産の投資・活用戦略の開示・ガバナンスの在り方を分かりやすく示す

知財・無形資産ガバナンスガイドライン

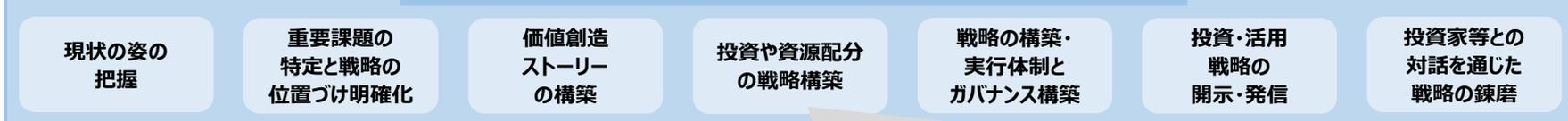
大企業・投資家・金融機関に加え 中小企業・スタートアップでの活用も期待

SX実現に際し、環境・社会面の課題を長期的にプラスの価値評価につなげる

5つのプリンシプル（原則）

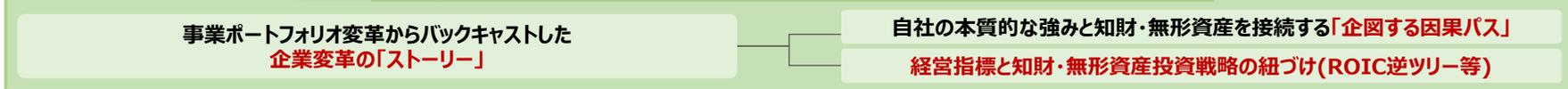


知財・無形資産の投資・活用のための企業における7つのアクション



スタートアップ等への経営資源提供・サプライチェーンとのパートナーシップ

Ver.2.0で追加 企業と投資家・金融機関のコミュニケーション・フレームワーク



(最近の動き) ISSBによる「アジェンダの優先度に関する協議」への意見書提出 (1)

- ESG情報等の非財務情報の開示の重要度の高まりを受け、様々な機関で人権、生物多様性を含むサステナビリティ基準が並立。
- サステナビリティ基準における複雑性の低減と比較可能性を実現するために、2021年11月にIFRS財団の中に国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) を設立。緊急性があることから、気候変動を最優先に基準を検討し、2023年6月に設立後初めての基準となる IFRS S1 号 (一般要件) 及び IFRS S2 号 (気候関連) を公表。
- 2023年5月 情報要請「アジェンダの優先度に関する協議」を公表。2024年からの二年間の活動に関する次のアジェンダの優先度に関して意見を求めた。(〆切: 9月1日)

【アジェンダの優先度に関する協議の内容】

- ISSBの活動の戦略的方向性及びバランス (質問1)
- 新たなプロジェクトを作業計画に追加するにあたり、ISSBが用いる評価規準 (質問2)
- プロジェクト案の優先順位及びプロジェクトの進め方 (質問3)
- 次の4つのプロジェクト案に対する優先順位等のフィードバック (質問4から質問7)

- ✓ 生物多様性、生態系及び生態系サービス
- ✓ 人的資本
- ✓ 人権
- ✓ 報告における統合プロジェクト (integration in reporting)

「アジェンダの優先度に関する協議」に対する当方の対応

- 生物多様性等個別のトピックスの議論も重要ではあるが、企業の形式的な順守や「開示疲れ」を誘発する恐れ。企業活動を制限しかねない欧州主導の動きに対して、中長期的な企業価値創造に関連する開示を重視する統合思考を主張する必要。
- 以下の考えを今後のISSBにおける検討に反映させるため、ガイドライン作成主体である「知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会」名で意見書を提出済。
 - 日本に根付いている統合思考の考え方(800社以上が統合報告書を任意で発行)
 - 知財・無形資産への投資・活用がサステナビリティ課題の解決に必要な不可欠な点

【意見書の概要】

- サステナビリティ課題の解決につながる革新的な製品・サービスの顧客提供のためには、知財・無形資産への投資・活用は必要不可欠。
- 報告における統合プロジェクトを優先的に進めるべき。
 - 投資家が企業価値全体を適切に評価するため、個別のトピック(例:生物多様性)の情報がそれぞれ開示されている状況では全体の企業価値への影響が判断されにくい。
 - サステナビリティ課題の解決策となる製品・サービスを企業が持続的に提供する環境を整備するため。そのために企業と投資家等が建設的な対話を重ね、企業価値創造と投資資金の獲得という好循環を実現することが必要。
- 知財・無形資産ガバナンスガイドラインに記載されている、企業と投資家・金融機関の対話の促進に使える「コミュニケーション・フレームワーク」の概念を「報告における統合」の基準に導入すべき。

標準の戦略的な活用(進捗状況)

①国際標準の形成に必要な個別具体的な活動への支援（標準活用加速化支援事業）

○事業内容

- ・ 関係省庁による重要な**国際標準化の施策・事業**に対して、**内閣府から予算を追加配分**して支援。
- ・ **R3～5年度の3年間にわたり、延べ6省庁37案件(計41億円)**に配分
（主な領域）通信、ヘルスケア、農業、食品、物流、ドローン、船舶、航空機・装備品、鉄道、交通・運輸、防災、地図データ、スマートシティ、土木インフラなど
- ・ 例えば、これまで支援した**コールドチェーン事業**は、要対応重点国（中韓印仏英）の**コールドチェーン物流**の調査を行い相手国事情を把握でき、日本提案の**国際標準の議論のリード**へとつなげる。

○R5年度支援事業の設定（13テーマ）

進捗状況

・対象施策の一例

対処施策	概要	府省庁名
洪水リスクの評価方法と軽減策に関する国際標準化	洪水リスクの評価方法と軽減策に関する国際標準化の加速化を支援し、 水防災ビジネスに関する日本企業の国際競争優位の確保と国際市場の獲得拡大 を図る。	国交省
高精度 3次元地図データに関する国際標準化	高精度 3次元地図データに関する国際標準化の加速化を支援し、 ダイナミックマップ分野における日本企業の国際競争優位の確保と国際市場の獲得拡大 を図る。	経産省

○令和5年度補正予算事業

進捗状況

- ・ イノベーションの創出を促進する**国際標準の戦略的な活用**の推進（30.0億円）
- ・ **国際標準化活動**、これを支える**人材基盤強化**や**エコシステム整備**等を対象に支援強化を行う。

標準の戦略的な活用(進捗状況)

②政府研究開発事業による、企業の国際標準化活動強化を担保する仕組みの浸透

- 主な政府研究開発事業で、参加企業等が、研究開発成果の社会実装とビジネス展開を着実に図るべく、**国際標準化の活用方針を明確に提示し、企業経営層がコミットメントを行うよう、事業運営やフォローアップ等の仕組みを導入**するもの。

政府研究開発事業

進捗状況

- ・SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）、経済安全保障重要技術育成プログラム、グリーンイノベーション基金事業、革新的情報通信技術(Beyond 5G(6G))基金事業をはじめ、仕組みの構築を推進。

○SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）第3期事業（R5年～）

- ・Society5.0実現に向けた14課題を設定。現在、公募プロセスが終了し、事業開始。
- ・**国際標準戦略等の推進について今後検討を進める。**

○経済安全保障重要技術育成プログラム事業（K Program）（R3年～）

- ・民生利用のみならず公的利用につながる重要技術の実用化に向けた研究開発を国が強力に支援。
- ・50の重要技術を特定し、これまでに、23技術に対して26件を採択・公表。
- ・**研究開発が順次開始**され、今後、個々の技術に応じて**国際標準化の支援も視野に入れながら検討を進める。**

○グリーンイノベーション基金事業（R3年～）

<取組前のプロジェクト参加各社の認識の傾向例>

- ・「開発技術は、まだ研究開発段階であるため、標準化の検討段階にない。」
- ・「取引先の発注仕様での開発が中心で、市場獲得手段として標準化を捉えていない。」 など



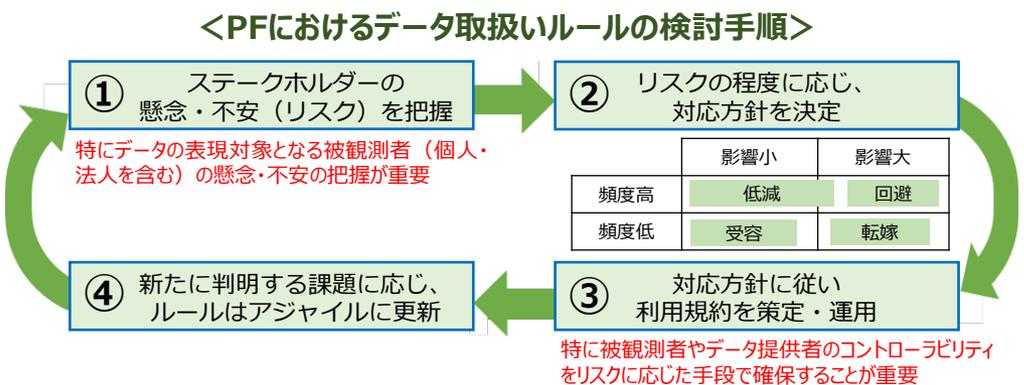
<取組後の認識の傾向例>

- ・プロジェクト参加企業に、現状の標準化戦略や推進体制を明記・説明する、**標準化戦略の検討や推進体制の構築を今後実施する旨を明記・説明する**、との対応・認識の変化が見られた。
- ・今後、政府としてしっかりと伴走し、プロジェクト参加企業内でも**現場と経営層の認識にギャップが生じぬよう、政府と現場、経営層の双方との継続的な検討・対話を実施。**

デジタル社会の実現に向けたデータ流通・利活用環境の整備

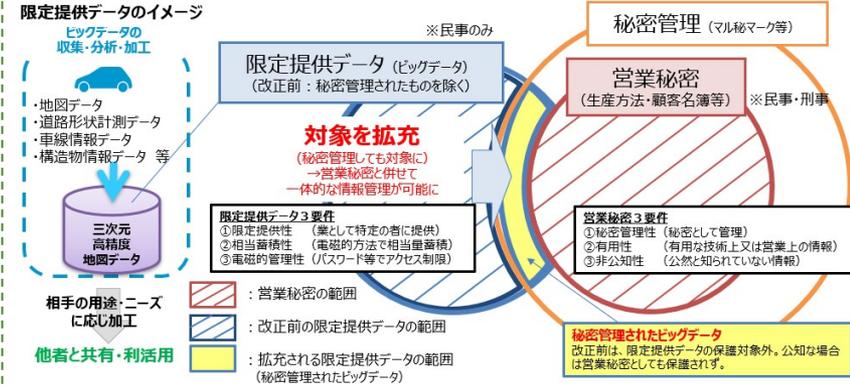
- データ流通を推進する上で課題となるデータの流用やプライバシー侵害などステークホルダーの懸念・不安（リスク）を払拭するため、「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイドンス」を策定（昨年3月）。**コントローラビリティ確保**を中心に対応策提示。
 - ⇒ 準公共分野や相互連携分野等の**重点分野において、プラットフォーム等の構築、ルール実装を推進**。
 - スマートシティ：デジタル田園都市国家構想交付金を用いてデータ連携基盤を導入する際、ルール実装ガイドンスを参照した適切なルールの実装を推進。
 - 教育：個人情報等の適正な取扱いを確保しながら、教育データの利用・分析を進めるため、教育データの利活用に係る留意事項等の策定、CBTシステムやWEB調査システムの整備・活用を推進。
- 不正競争防止法を改正し、**データベース等を保護する「限定提供データ」制度の保護対象範囲を拡大**し、安心してデータの提供・利活用ができる環境を整備。
 - 進捗状況** 経済産業省 産業構造審議会 知的財産分科会 不正競争防止小委員会において、法律改正を踏まえた【逐条解説】、【限定提供データに関する指針】における記載を修正するための検討を実施

プラットフォームにおけるデータ取扱いルール実装ガイドンス



- <PFにおけるコントローラビリティ確保の例>**
- データ取扱いポリシーを通知・公表等し、データの種類や目的等を知らせる。
 - 請求があった場合に、データの利用状況や第三者提供先を開示するための手段を導入する。
 - 被観測者やデータ提供者から課された**利用条件**を踏まえてデータを提供している旨を**表明保証**する。
 - データの取得や第三者提供の際に、**被観測者やデータ提供者の同意**を取得する。**データ利用者として関与する者を限定**したり、**第三者提供を制限**したりする。

不正競争防止法の改正（限定提供データ）



- 近年、自社で秘密管理しているビッグデータであっても他者に提供する企業実務があることから、対象を「秘密管理されたビッグデータ」にも拡充し、営業秘密と一体的な情報管理を可能とする。
- 努力して秘密管理されている情報の適切な保護などが期待
- 制度の周知・普及啓発の取組が重要

デジタル時代のコンテンツ戦略

- デジタル化・グローバル化の進展等により、**コンテンツはデジタル経済の主要な中間財となり、成長産業の中核の一つに。**
- **ボーダレス化により、海外プラットフォームの支配力が高まり、内外の競争は激化。一方、世界に売り込む機会も提供。**
- **日本のコンテンツ産業は、国内向けのビジネスモデルが主流。世界市場を前提として業態を超えた構造転換が不可欠。**
- **クリエイターの活発な創作活動がカギ。我が国が持つコンテンツ資産をフル活用できる環境の構築に向け官民一体となった戦略推進が必要。**

デジタル時代のコンテンツ戦略・対応

1. コンテンツ産業の構造転換・競争力強化とクリエイター支援

- 民間の構造改革姿勢を引き出し、コンテンツ産業の強靱化や構造改革を官民一体となって進めるための、**官民連携による協議の場の設置**
- 民間の変革方針を踏まえつつ、**優れたクリエイター等の発掘・育成**とその活躍の機会拡大、制作・プロデュース・マネジメント・DX化人材などの**人材育成支援等**
- 「世界で売れる」作品づくりに向けた**制作システムへの抜本的転換、国際販売力強化の民間側の取組具体化、府省庁を越えた関連施策一体推進**

2. クリエイター主導の促進とクリエイターへの適切な対価還元

- **クリエイターへの適切な対価還元に向け**、プラットフォームの果たす役割やコンテンツ流通の媒介者である通信関係事業者の役割等も考慮に入れ、**必要な対応を検討**

3. メタバース、生成AIなど新技術の潮流への対応

- **生成AIと著作権との関係について、必要な方策等を検討**
- メタバース上の法的課題への対応に関する周知資料の作成・公表

4. 著作権制度・政策の改革

- 簡素で一元的な権利処理の実現【2023年通常国会で改正著作権法成立】
 - ・ **未管理公表著作物等に係る裁定制度等のための窓口組織の整備**
 - ・ **分野横断権利情報検索システムの構築推進**
- ※ コンテンツの創作・利用のサイクルを活性化し、価値増殖を加速させるデジタル時代の新たな社会インフラ整備

5. デジタルアーカイブの拡充・利活用促進

- **デジタルアーカイブ政策の推進体制の見直し・拡充** 等

6. 海賊版対策・模倣品対策の強化

- **民間との連携を強化**しつつ、関係省庁一体となった**海賊版対策の推進**

進捗状況及び今後の予定

AI時代の知的財産権検討会の開催（2023年10月～）

コンテンツ戦略ワーキンググループの開催（予定）

- 【検討課題】・コンテンツ産業の構造転換・競争力強化とクリエイター支援
 - ・クリエイター主導の促進とクリエイターへの適切な対価還元
 - ・海賊版対策・模倣品対策の強化

※クリエイター支援は新しい資本主義実現本部においても検討

デジタルアーカイブに関する新検討会の開催（予定）

- 【検討課題】・デジタルアーカイブ政策の推進体制の見直し・発展

●我が国の文化芸術コンテンツ・スポーツ産業の海外展開促進事業等

【経産省】令和5年度補正予算額 71億円の内数

- ※ 次世代ビジネス環境に対応したコンテンツの創出、海外展開の事例創出を支援・ロケ誘致の推進等

●クリエイター等育成・文化施設高付加価値支援事業

【文化庁】令和5年度補正予算額 3年60億円

- ※ 次代を担うクリエイター・アーティストを育成するとともに、その活躍・発信の場でもある文化施設の次世代型の機能強化を支援

●メタバース、生成AIなど新技術の潮流への対応

【文化庁】令和5年度補正予算額 0.7億円の内数

- ※ AIを活用した創作活動の際のリスク等も含めてクリエイター等からの相談に対応

●人材育成・収益化に向けた舞台芸術デジタルアーカイブ化推進支援事業

【文化庁】令和5年度補正予算額 5億円

- ※ 芸術性の高い舞台芸術作品の収集・保存・公開（配信）、収録支援提供による啓発活動

●インターネット上の海賊版対策と正規版流通促進の強化

【経産省】令和6年度概算要求額 13億円

- ※ コンテンツ産業の海外展開を促進するため、コンテンツの流通・発信強化のための基盤整備として、(1)海外進出の起点となる「場の整備」、(2)海賊版対策の推進、(3)政府間対話に基づく国際連携の推進 を実施

【文化庁】令和6年度概算要求額 1.4億円

- ※ 海賊版対策として、権利行使強化の支援、普及啓発に係る取組みを実施

デジタル時代に対応した著作権制度・関連政策の改革

簡素で一元的な権利処理の実現

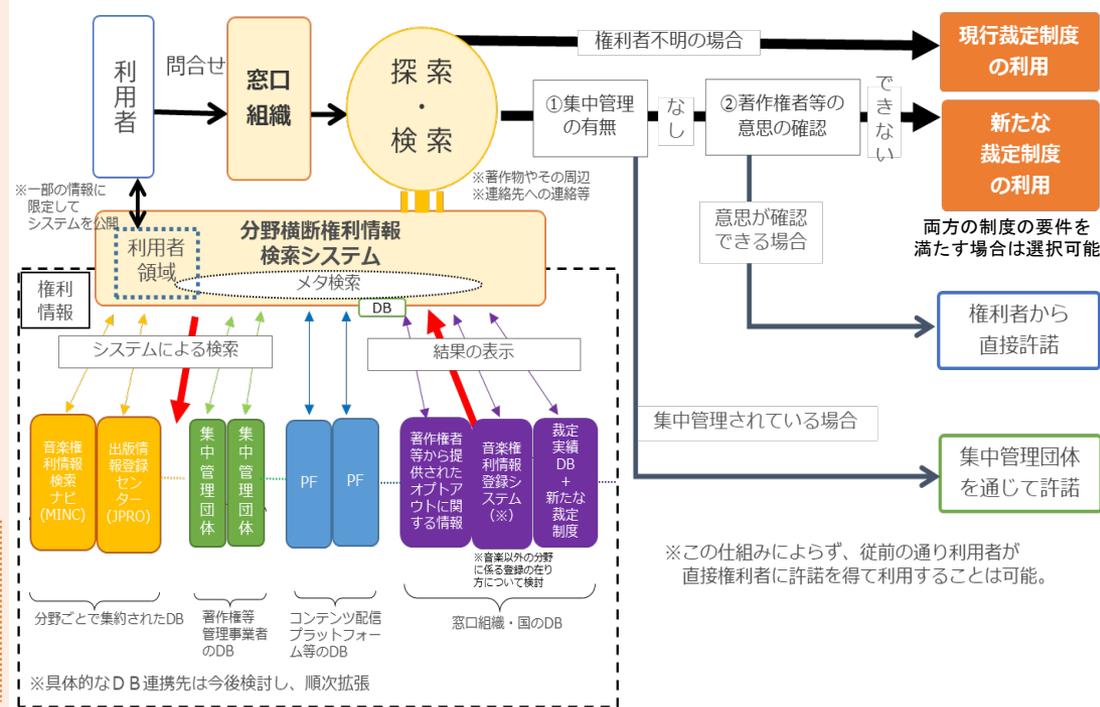
【改革のねらい】

- ✓ **デジタル時代のスピードに対応し、権利処理にかかる
手続コスト・時間コストを大幅に削減**
→ 「創作」と「利用」の循環による価値創造を加速・拡大
→ 権利者への対価還元拡大
- ✓ **分野を横断する一元的な窓口組織を活用した
新しい権利処理の仕組みを創設**
→ 著作権者等が不明の場合や意思表示のない
著作物の利用が可能に
- ✓ **分野横断権利情報検索システムを構築し、
これを活用した権利者等の探索を実施**
- ✓ **可能な限りデジタルで完結する仕組みを目指す**

【新しい仕組みの想定される利用場面例】

- ・ 過去の放送番組や舞台公演等のデジタルアーカイブ・配信に際しての権利処理
- ・ UGC等のデジタルコンテンツの二次利用にかかる権利処理

簡素で一元的な権利処理のイメージ



○ 令和5年通常国会で成立した改正法に基づく未管理公表著作物等に係る裁定制度の運用に必要な体制を整備

- ・ 簡素で一元的な権利処理のための **窓口組織の円滑な整備に向けた取組** (関係団体等との意見交換を含む)

【施行日：公布日(令和5年5月26日)から3年を超えない範囲内で政令で定める日】

⇒ 幅広いステークホルダー(権利者・利用者・通信関係事業者等)の理解と協力を得ながら推進を図ることが必要

○ 改正法の内容も踏まえつつ、未管理公表著作物等に係る裁定制度の運用に資する分野横断権利情報検索システムの構築を推進。

- ・ 【令和5年度】利用ニーズや連携コストの調査や優先的に連携すべきデータベース等の検討を行うとともに、個人クリエイター等の権利情報を登録する仕組みに係る調査研究。
- ・ 【令和6年度】システムが備えるべき機能の詳細な要件等を検討。

【文化庁】令和6年度概算要求額 1.3億円

※ 権利情報の集約化とその活用のための環境整備に向けた調査研究

※ コンテンツの創作・利用のサイクルを活性化し、価値増殖を加速させるデジタル時代の新たな社会インフラ整備

クールジャパン戦略の本格稼働と進化

- 「アフターコロナ」を迎え、インバウンドの回復や農林水産品等の輸出増など明るい兆し、日本のコンテンツへの高い関心
- 2025年大阪・関西万博は、クールジャパンを世界に向けて発信する絶好のチャンス
- 訪日外国人は「リアル・オーセンティックな日本」を求めている

日本の魅力を高める3つの方向性

「埋もれた魅力」の発掘

変化への柔軟な対応を怠れば、「クール」でなくなる



- ☑ 外国人（留学生・ALT等）の活用
- ☑ Z世代（大学生等）の活用
- ☑ アカデミアと連携

(※ ALT : 外国語指導助手)



既にある魅力の革新を怠らず、身の回りにある「埋もれた魅力」の発掘・磨き上げ

地方「オンリーワン」の魅力の磨き上げ

NYタイムズの「2023年に行くべき52か所」で盛岡が2番目に掲載



他の地方にも大きなチャンス

- ・ 地方には、長年培われた文化、伝統など独自で多彩な魅力



地方のポテンシャルを活かし、外からの視点を取り入れつつ魅力を磨き上げ、世界中から「行くべき」と思われるようにする

CJの担い手同士のネットワーク構築

担い手によるネットワーク構築がCJの最重要課題



- ① オンライン・ネットワーク構築
- ② 幅広い関係者を巻き込みネットワークを拡大（大学、金融機関、放送局、自治体等）
- ③ 多様なコミュニティの形成・持続的な活動へ

日本の「埋もれた魅力」を発掘し、地方のオンリーワンの魅力を磨き上げるとともに、CJの担い手同士のネットワークを構築し、持続的なCJの取組を確立

⇒ 2025年大阪・関西万博をターゲットに力を結集し、日本の魅力を世界へ発信！

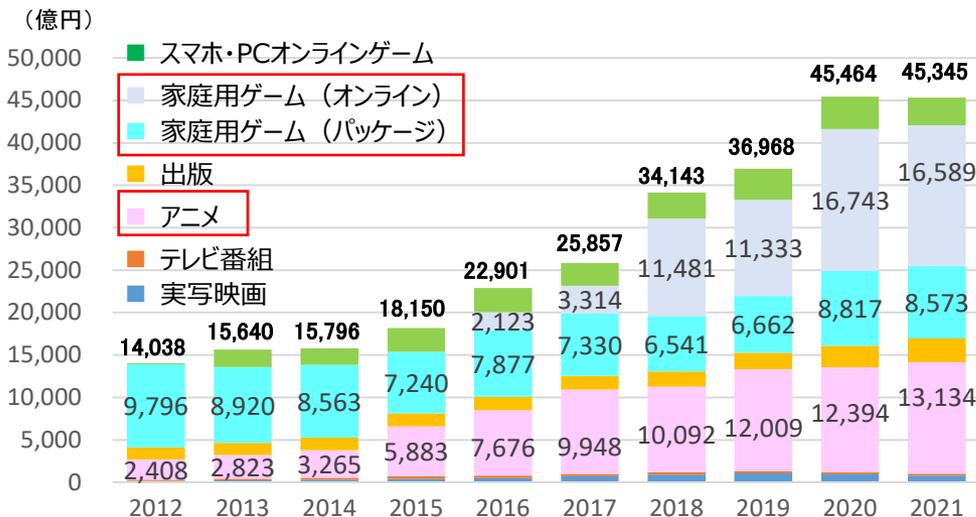
進捗状況

- 日本の魅力に関する外国人の行動・意識調査を行うため、令和5年度補正予算を措置（0.63億円）
- 外国人を対象とするフォト（写真）コンテスト、Z世代を対象とする日本の魅力を伝える動画作成プロジェクト、アカデミアを対象とするフォーラム（12月に設立予定）、アカデミアとの連携によるモデル事例の体系化などを実施
- CJの担い手によるネットワーク（CJPF LAB）を設置（2024年1月に稼働予定）

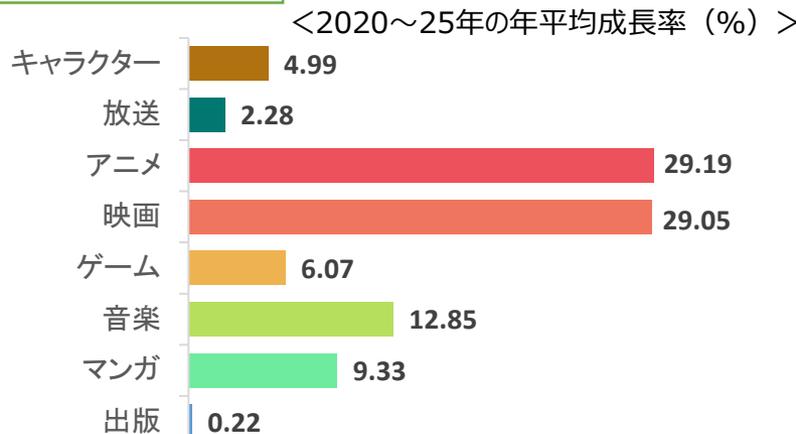
(最近の動き) コンテンツ市場の現状・取り巻く課題①

- アニメ、家庭用ゲーム等を中心として日本のコンテンツの海外展開は増加。
- 世界のコンテンツ市場は、コロナ禍による一時的な縮小から急速に回復。また、コンテンツ市場の成長率は、世界のGDP成長率(約3%)を大きく上回っており、チャンスである。他方、日本のコンテンツ市場の成長率は、各国と比べると低位。
- コンテンツ分野を我が国の基幹産業に発展させていくため、海外展開を進めることが必要。

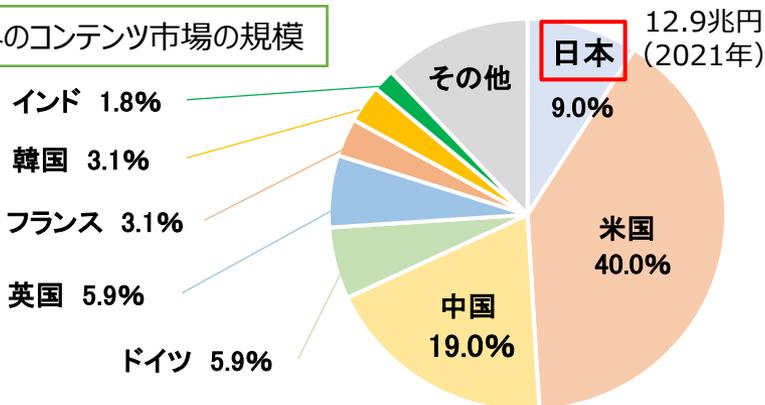
日本のコンテンツの海外展開



コンテンツ市場の成長率



世界のコンテンツ市場の規模



＜2021～25年の年平均成長率(横軸)＞



(資料) 上下とも(株)ヒューマンメディア「日本と世界のメディア×コンテンツ市場データベース 2023」をもとに作成

(資料) 上下とも(一社)日本経済団体連合会「Entertainment Contents ∞ 2023 参考資料集」をもとに加工

(最近の動き) コンテンツ市場の現状・取り巻く課題②

- コンテンツ分野において、DXやプラットフォームの進展によって、海外展開やクリエイター主導のチャンスが拡大。
- 日本はアニメ、家庭用ゲームの海外収入では中国、韓国を上回っているが、実写では韓国より、PCスマホゲームでは中国、韓国より下回っている。
- 世界で売れる作品づくりに向けて、クリエイターの挑戦を支援する環境整備・サポートする人材の育成、グローバル基準の制作環境の構築、構造改革が必要。

世界の動画配信市場規模の推移・予測



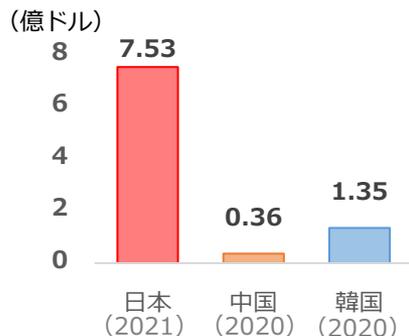
世界の音楽配信市場規模の推移・予測



(資料)いずれもOmdiaをもとに作成

コンテンツの海外展開の日中韓比較

アニメ



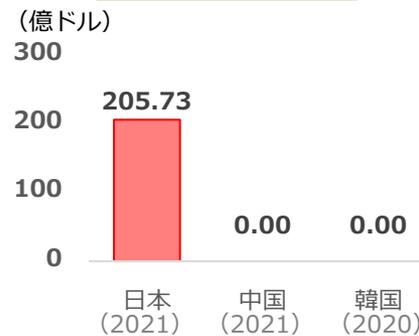
(注) 中国は実写映像含む

実写映像 (映画・ドラマ)



(注) 中国はアニメ含む

家庭用ゲーム



(注) 中国と韓国は家庭用ゲームをほぼ作っていない

PC・スマートフォン向けゲーム

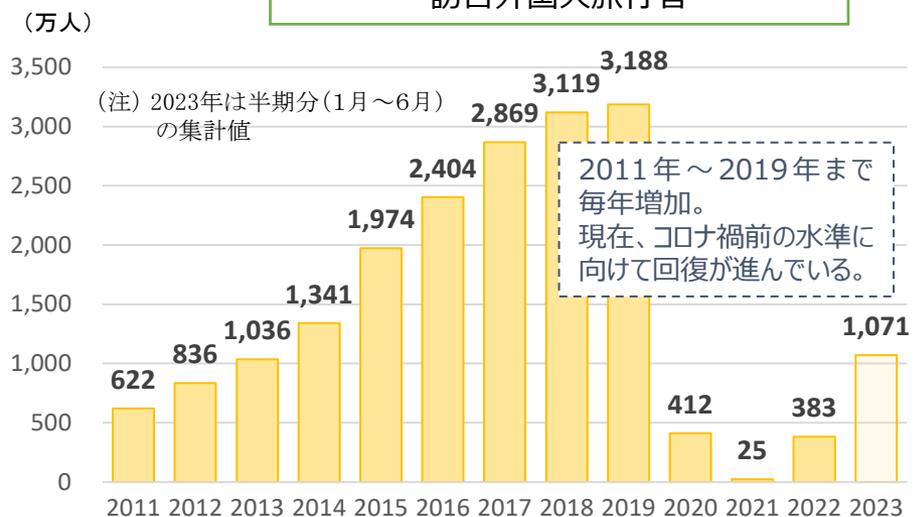


(資料)令和5年10月25日(水)新しい資本主義実現会議(第23回)資料1をもとに作成

(最近の動き) インバウンド、農林水産物・食品等の輸出の現状・取り巻く課題

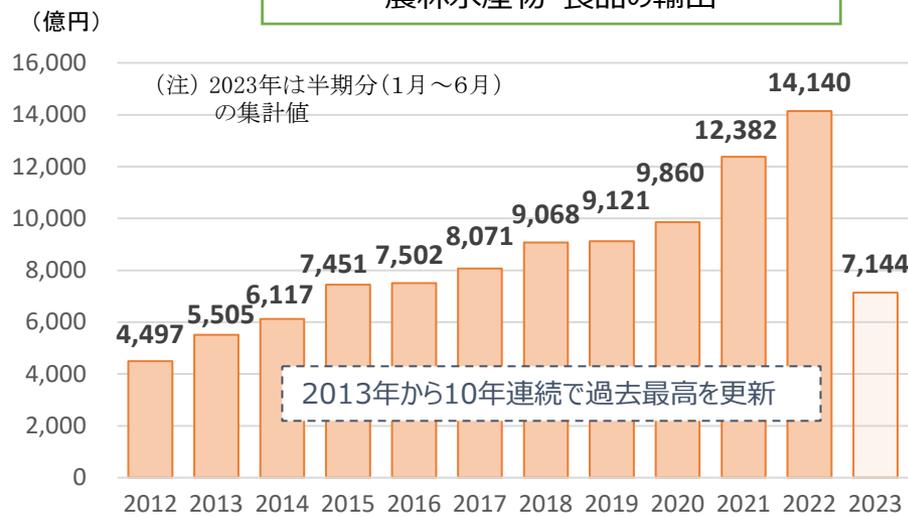
- インバウンドはコロナ禍からの回復の兆しが見られ、これを本格化させることが重要。農林水産物・食品、日本産酒類の輸出も増加しているところ、目標達成に向けて、成長する海外市場で稼ぐ取組の加速化が必要。
- 近年のインバウンド、農林水産物等の輸出において、特定国への依存の傾向が高まっていることから、今後の海外展開においては、国際政治情勢リスクを踏まえ、特定の国・地域への依存を回避し、新しいマーケットの開拓や多角化が重要。
- オーバーツーリズムへの対応や生産性向上・待遇改善のためにも、単純な量の拡大や単純なモノ売りではなく、地方の魅力(自然、文化・伝統、食など)を活かして高付加価値化を進め、分散を図っていくことが必要。

訪日外国人旅行者



(資料) 日本政府観光局(JNTO)をもとに作成

農林水産物・食品の輸出

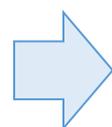


(資料) 農林水産省資料(財務省「貿易統計」をもとに作成)をもとに作成

	目標① (2025年)	目標② (2030年)	実績 (2022年)
訪日外国人旅行者	令和元年水準 (3,188万人) 超え	6,000万人	383万人※
農林水産物・食品の輸出	2兆円 (うち水産物: 5,568億円)	5兆円 (同: 1兆2,303億円)	1兆4140億円 (同: 3,873億円)

※ 新型コロナの影響で例年の実績を大きく下回っている。最多(実績)は3,188万人(2019年)。

	目標値	実績値
訪日外国人旅行消費額	5兆円 (早期に)	4.8兆円 (2019年)
訪日外国人旅行消費額単価	20万円 (2025年)	15.9万円 (2019年)



高付加価値化に向けた取組

- アドベンチャーツーリズムの促進
- アート・文化芸術コンテンツの整備
- 地域の食材を活用したコンテンツの整備 など

(最近の動き) 新たなクールジャパン戦略の検討の方向性

- 今後のクールジャパン戦略を推進するため、これまで注力してきた地方の魅力の発掘・磨き上げ、人的ネットワークの構築・拡大に取り組んでいくとともに、新しい課題として、
 - ① 海外展開の更なる推進（コンテンツ、インバウンド、農林水産物・食品、日本産酒類など）
 - ② クリエイター支援、制作環境の整備、コンテンツ産業の構造改革
 - ③ 国際政治情勢リスクへの対応について検討を進める。

➡ 「知的財産推進計画2024」の策定に併せ、新たなクールジャパン戦略について検討を進めていく。

① 海外展開の推進

- 海外展開のための人材育成、ロケ・制作誘致
- グローバルなプラットフォームの活用と交渉力の強化
- 制作のDX化・グローバル化
- 輸出とインバウンドの好循環の構築・促進

② クリエイター支援・構造改革

- クリエイター主導の制作体制の構築
挑戦を促す環境の整備
- 権利関係や収益配分の在り方の整理
(適切な対価還元)
- クリエイターをサポートするマネジメント力の向上
- コンプライアンスリスクの点検と是正

③ 国際政治情勢リスクへの対応

- マーケットの分散・新しいマーケットの開拓
- 水産物等に対する間違った情報の是正
- 日本の地域文化を掛け合わせた高付加価値化

知的財産推進計画2023の全体像

1. スタートアップ・大学の知財エコシステムの強化

- ・大学における研究成果の社会実装機会の最大化
- ・知財を活用した大企業とスタートアップの連携促進

2. 多様なプレイヤーが対等に参画できるオープンイノベーションに対応した知財の活用

3. 急速に発展する生成AI時代における知財の在り方

- ・生成AIと著作権
- ・AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方

4. 知財・無形資産の投資・活用促進メカニズムの強化

5. 標準の戦略的活用の推進

6. デジタル社会の実現に向けたデータ流通・利活用環境の整備

7. デジタル時代のコンテンツ戦略

- ・コンテンツ産業の構造転換・競争力強化とクリエイター支援
- ・クリエイター主導の促進とクリエイターへの適切な対価還元
- ・コンテンツ創作の好循環を支える著作権制度・政策の改革

8. 中小企業/地方（地域）/農林水産業分野の知財活用強化

9. 知財活用を支える制度・運用・人材基盤の強化

10. クールジャパン戦略の本格稼働と進化